

令和5年度

相模原市立広陵小学校  
いじめ防止基本方針

相模原市立広陵小学校

令和5年4月1日

# 相模原市立広陵小学校いじめ防止基本方針

## 【めざす子どもの姿】

- 「自ら学び自ら考える子」
- 「おだやかな心で思いやりある子」
- 「心身ともに健康でたくましい子」
- 「仲間と協働して集団をつくる子」
- 「地域を愛し未来へはばたく子」

## 【家庭・地域との連携】

- ・挨拶・周辺見守り活動
- ・家庭との密な連絡
- ・こども110番の家
- ・幼保小中連携教育推進会議
- ・城山地区青少年健全育成協議会
- ・自治会・民生委員・保護司会・広陵小PTA・広陵サポーターズ・広陵子どもクラブ

## 【校内組織】

- 【広陵小学校いじめ防止対策委員会】  
全職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。
- 構成員（校長（委員長）・副校長（副委員長）・総括教諭・教務主任・支援教育コーディネーター・児童支援専任・児童指導担当・養護教諭・青少年教育カウンセラー）

## 【関係機関との連携】

- 教育委員会学校教育課  
教育センター  
青少年相談センター  
緑子育て支援センター  
児童相談所  
津久井警察署  
人権擁護委員会

## 【いじめの未然防止】

- ・児童一人ひとりを大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営を目指す。
- ・特別の教科「道徳」を要として全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- ・人権教育を推進し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、単に理解にとどまることなく態度や行動に表れるようになることをめざす。
- ・学習活動（学活・外国語・体育等）の中に、子ども同士の関わり合いの場面やコミュニケーション活動を意図的に行い、人間関係作りや自己肯定感の醸成を図る。
- ・児童の自主的な企画および、運営による活動を促進する。（児童会活動・たてわり班活動等）
- ・児童・保護者に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。（学校・学年だより、学校公開日等）

## 【いじめの早期発見】

- ・日常的に児童の様子や行動を観察することにより、保護者との連携を図りながら、変化を把握するようにする。（休み時間の様子、日記等）
- ・いじめの実態を適切に把握するため、アンケートや面談等による定期的な調査を行う。（アンケートは学期に1回、アンケートの結果を基にした個人面談等）
- ・児童および、その保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

## 【いじめへの対処】

- ・いじめに係る通報を受けた場合において、児童がいじめを受けていると分かったときには、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに再発防止に努める。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう措置を行う。
- ・インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、関係機関等の協力や援助を求め、早急に削除等の措置を行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察署との連携を図る。

## 1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

※いじめの定義「一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（学校の内外を問わない）」

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：広陵小学校いじめ防止対策委員会
- 構 成 員：校長（委員長）・副校長（副委員長）・総括教諭・教務主任  
児童支援専任・支援教育コーディネーター  
児童指導担当・養護教諭・青少年教育カウンセラー
- 委員会の取組内容  
いじめの早期発見のための措置
  - ① インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
  - ② 家庭、学校および地域の連携・啓発活動
  - ③ 関係機関との連携

## 3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ① 基礎的・基本的な知識・技能が確実に定着できるよう指導法を工夫する。
  - ② 人の話をしっかりと聞き、よく考え、自分なりの表現ができるよう、日常の中で言葉の力をつけ、表現力豊かな子どもを育てる。
  - ③ 体験的な学習を積極的に取り入れ、生活に結びつけるよう学習の展開をし、学習したことが生活の中で生かせるようにする。
  - ④ 学習活動（学活・外国語・体育等）の中に、子ども同士の関わり合いの場面やコミュニケーション活動を意図的に行い、人間関係作りや自己肯定感の醸成を図る。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ① 人権教育の推進を図り、一人ひとりの良さをあらゆる場面で認め励まし、自信をもって活動できるようにするとともに、自分と同様に友達のよさを認められるようにする。
  - ② 発達障害を含む障害のある児童、外国につながる児童、性同一性障害及び性的指向・性自認について児童への正しい理解が図られるよう指導を行い、一人ひとりが大切にされるような学校づくりに努める。
  - ③ 基本的な生活習慣を身につけさせ、充実した学校生活を送れるようにする。
  - ④ クラスだけでなく、縦割り班の活動を取り入れ、児童の居場所作りに努める。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
  - ① 学校が望ましい人間関係の育成やきまり、ルールなどに関する体験の場として児童が主体的に活動することができるよう指導を工夫する。
  - ② 本の読み聞かせや本の紹介を積極的に行い、進んで本に親しもうとする意識を高める。

- ③ 異学年・クラスの友だちとのふれあい活動を通して、多くの人と交流し、よりよい人間関係作りを進める。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
  - ① 校内研修を行い、常に最新の情報を全教職員で確認する。
  - ② 学年通信・保護者会等を活用して啓発に努める。
  - ③ 情報安全モラル学習「相模原」プランに基づき、各学年での指導を充実させる。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
  - ① 幼保小・小中交流会を開催し、中学校区での児童の様子や卒業生の様子を情報交換する。
  - ② 地域で児童を見守る雰囲気醸成するとともに、児童も地域の方々に感謝の気持ちを伝える機会をもてるようにする。

#### 4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
  - ① 児童の普段と違う行動や様子に気づくことができるよう「いじめのチェックリスト」を活用し、児童の表情及び様子をきめ細かく観察を行う。
  - ② 担任だけでなく、組織的に児童を観察し、多面的な情報が得られるようにする。
  - ③ 児童の様子で気づいた情報に対して、報告・連絡・相談を徹底する。
- (2) 定期的なアンケート調査や個人面談・教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
  - ① 学校生活に関するアンケートを毎学期実施し、児童の実態把握を行う。
  - ② 目的に応じて日記や連絡帳を活用して児童の生活を知る。
  - ③ 児童の実態に応じて個人面談を行う。
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - ① 保健室や相談室の利用の紹介を積極的に行う。
  - ② 日頃から家庭や地域との連携の充実を図り、児童の気持ちや行動の小さな変化を読み取る。
  - ③ 必要に応じて教育相談を行う。
- (4) 児童の問題行動に関するインターネット上の情報を収集する。
  - ① 掲載事項の確認・児童生徒、家庭からの情報収集を行う。
  - ② 教育センター学習情報班との連携を図る。

#### 5 いじめの対処

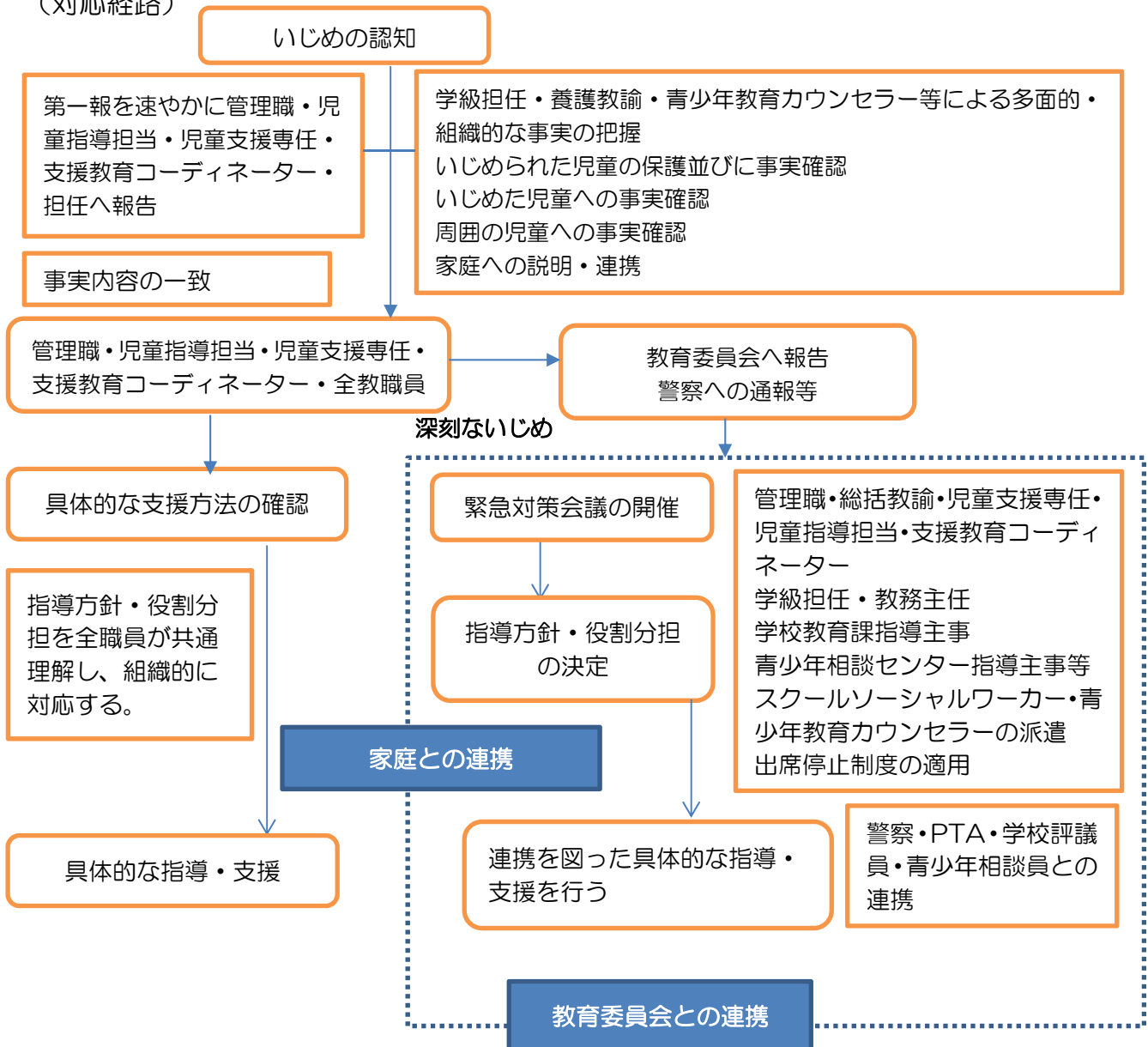
発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
  - ① いじめを受けた児童を保護する。（状況により緊急避難的対応）
  - ② いじめた児童に対する厳しくあたたかな指導を行う。
  - ③ 当事者だけでなく、根本的解決を学級全体の人間関係の改善として考える。
  - ④ いじめに関わった児童への継続的指導を行う。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ① いじめを認知した者は第一報を速やかに管理職・教務主任・児童支援専任・児童指導担当・支援教育コーディネーター・担任へ報告する。
- ② 学級担任・養護教諭・青少年教育カウンセラー等による多面的・組織的な事実の把握を行う。
- ③ 全教職員による共通認識をもち、関係機関・専門機関と連携をとりながら指導・支援を行う。

(対応経路)



## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生したときにはその旨を教育委員会を通じて市長に報告する。
- (2) 事態に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を速やかに実施するとともに事態に適切に対処するため組織的な取り組みを行う。
- (3) いじめを受けた児童およびその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、ほかの児童等のプライバシー保護等に配慮する。

### 重大事態とは

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※自殺の企図、重大な傷害の被害、金品の重大な被害、精神的疾患の発症等

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※欠席日数年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の判断により、迅速に調査を開始する。

○また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、学校が「重大事態でない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。